

## 第2節 日米同盟の抑止力及び対処力の強化

新防衛大綱は、日米同盟の抑止力及び対処力の強化のため、平時から有事までのあらゆる段階や災害などの発生時において、日米両国間の情報共有を強化するとともに、すべての関係機関を含む両国間の実効的かつ円滑な調整を行い、わが国の平和と安全を確保するためのあらゆる措置を講ずることとしている。

このため、各種の運用協力及び政策調整を一層深化させることとしている。特に、宇宙領域やサ

イバー領域等における協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習、共同のISR活動及び日米共同による柔軟に選択される抑止措置の拡大・深化、共同計画の策定・更新の推進、拡大抑止協議の深化などを図ることとしている。これらに加え、米軍の活動を支援するための後方支援や、米軍の艦艇、航空機等の防護といった取組を一層積極的に実施することとしている。

### 1 宇宙領域やサイバー領域等における協力

#### 1 宇宙に関する協力

宇宙分野における協力としては、09（平成21）年11月の日米首脳会談において、日米同盟深化の一環として、宇宙における安全保障協力の推進に一致したことを受け、10（平成22）年9月に関係省庁が参加して安全保障分野における第1回日米宇宙協議を実施するなど、今後の日米協力のあり方についての協議を定期的に行っている。

また、12（平成24）年4月の日米首脳会談において、民生及び安全保障上の宇宙に関するパートナーシップの深化及び宇宙に関する包括的対話の立ち上げに一致したことを受け、13（平成25）年3月に関係省庁が参加して第1回包括的日米対話を実施するなど、両国の宇宙政策に関する情報交換や今後の協力に関する議論を定期的に行っている。

さらに、15（平成27）年4月の日米防衛相会談における指示に基づき、宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、「日米宇宙協力ワーキンググループ（SCWG）」Space Cooperation Working Groupを設置し、同年10月以降計5回の会合を開催した（直近の会合は19（平成31）年1月に実施）。引き続き、本ワーキンググループを活用して、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を一層推進してい

く。

**Q 参照** Ⅲ部3章3節1項（宇宙領域の利用にかかる協力）

#### 2 サイバー空間に関する協力

サイバー分野における協力としては、13（平成25）年10月、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ（CDPWG）」Cyber Defense Policy Working Groupを設置し、政策レベルを含む情報共有のあり方や人材育成、技術面における協力など、幅広い分野に関する専門的・具体的な検討を行っている。

15（平成27）年4月にはガイドラインが、同年5月にはCDPWG共同声明が発表され、日米政府の協力として、迅速かつ適切な情報共有体制の構築や、自衛隊及び米軍が任務遂行上依拠する重要インフラの防衛などがあげられるとともに、自衛隊及び米軍の協力として、各々のネットワーク及びシステムの抗たん性の確保や教育交流、共同演習の実施などがあげられた。今後、ガイドラインやCDPWGの共同声明において示された方向性に基づき、日米サイバー防衛協力をより一層加速していく。

**Q 参照** Ⅲ部3章3節2項（サイバー領域の利用にかかる協力）

## 2 総合ミサイル防空

弾道ミサイル、巡航ミサイルや航空機など、わが国に向けて飛来する経空脅威への対応については、運用情報の共有や対処要領の整備などにより日米共同対処能力を向上させている。

累次にわたる北朝鮮による弾道ミサイルの発射の際には、同盟調整メカニズムも活用し、連携して

対処している。なお、装備面でも弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル (SM-3ブロックⅡA) の日米共同開発を進めている。米国は19 (平成31) 年1月、ミサイル防衛見直し (MDR) を発表し、わが国を含む同盟国との協力の重要性を明記した。

**Q参照** Ⅲ部1章2節2項2 (ミサイル攻撃などへの対応)

## 3 共同訓練・演習

平素から共同訓練を行うことは、戦術面などの相互理解や意思疎通といった相互運用性を向上させるのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。

また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、引き続き共同訓練の充実に努めている。

共同訓練・演習については、国内のみならず、米国への部隊派遣などにより拡大している。日米共同方面隊指揮所演習、対潜特別訓練、日米共同戦闘機戦闘訓練など軍種・部隊レベルにおいても、相互運用性及び日米の共同対処能力の向上の努力を続けている。

昭和60 (1985) 年度以降、日米共同統合演習

として、おおむね毎年、指揮所演習や実動演習を行っており、18 (平成30) 年については、1月から2月にかけて防衛省市ヶ谷地区などにおいて指揮所演習、10月から11月にかけて、わが国の周辺海空域及び米国のグアムなどにおいて、陸海空自衛隊の人員約4万7,000人、艦艇約20隻、航空機約170機が参加する日米共同統合演習 (実動演習) (キーン・ソード19) を実施した。

最近の訓練・演習としては、18 (平成30) 年6月から8月にかけて、米海軍主催の多国間共同訓練 (リムパック2018) に参加し、対潜戦や水陸両用訓練、人道支援・災害救援 (HA/DR) にかかる訓練などを実施した。同訓練では、陸自として初めて米陸軍及び海自と連携し、12式地对艦ミサイルシステムを用いた日米共同対艦戦闘訓練を実施した。

また、日米は様々な海域・空域において日米共同訓練を実施している。18 (平成30) 年10月には、海自護衛艦「きりさめ」と米空母「ロナルド・レーガン」などが、バシー海峡周辺から、沖縄東



米陸軍との実動訓練 (オリेंट・シールド) における作戦会議  
(18 (平成30) 年8~9月)



平成30年度日米共同統合演習 (実動演習) における日米艦艇・航空機  
(18 (平成30) 年11月)

方を経て九州南方に至る海空域において、19（令和元）年6月には、インド太平洋方面派遣訓練の一環として、海自護衛艦「いずも」と米空母「ロナルド・レーガン」などが、南シナ海において日米共同訓練を実施した。

17（平成29）年以降、空自が日本海や東シナ海空域などにおいて米空軍戦略爆撃機B-52と各種訓練を実施している。また、19（令和元）年5月から6月にかけて、米国アラスカ州において米空軍の実施する演習（レッド・フラッグ・アラスカ）に参加し、防空戦闘訓練などを実施した。

これらの日米共同訓練は、いずれも自衛隊の戦術技量の向上及び米軍との連携強化を図ることを目的として日米同盟の抑止力・対処力を強化するため実施したものである。その結果として、日米の連携強化が図られ、絆を示すことは、わが国の



共同訓練を行う空自F-15及び米空軍B-52（18（平成30）年7月）

安全保障環境が厳しさを増している中で、日米同盟全体の抑止力・対処力を一層強化し、地域の安定化に向けたわが国の意思と高い能力を示す効果があるものと考えている。

近年では、地方自治体が開催する防災訓練に在日米軍も参加し、関係機関との連携を深めている。

**Q 参照** 資料27（主な日米共同訓練の実績（平成30年度））

## 4 情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動

共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動について、日米両国の活動の効率及び効果を高めるためには、広くアジア太平洋地域におけるISR活動を日米間で協力して実施していくことが重要である。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機能を果たすとともに、他国に対する情報優越を確保し、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築することにつながる。

## 5 海洋安全保障

日米両政府は、ガイドラインなどに基づき、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力することとしている。自衛隊及び米軍は、必要に応じて関係機関との調整によるものを含め、海洋監視情報

の共有をさらに構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化などの様々な取組において協力することとしている。

## 6 後方支援

1996（平成8）年に締結（1999（平成11）年及び04（平成16）年に改正）した日米物品役務相互提供協定（ACSA）による後方支援でも、日米間の協力は着実に進展した。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とし

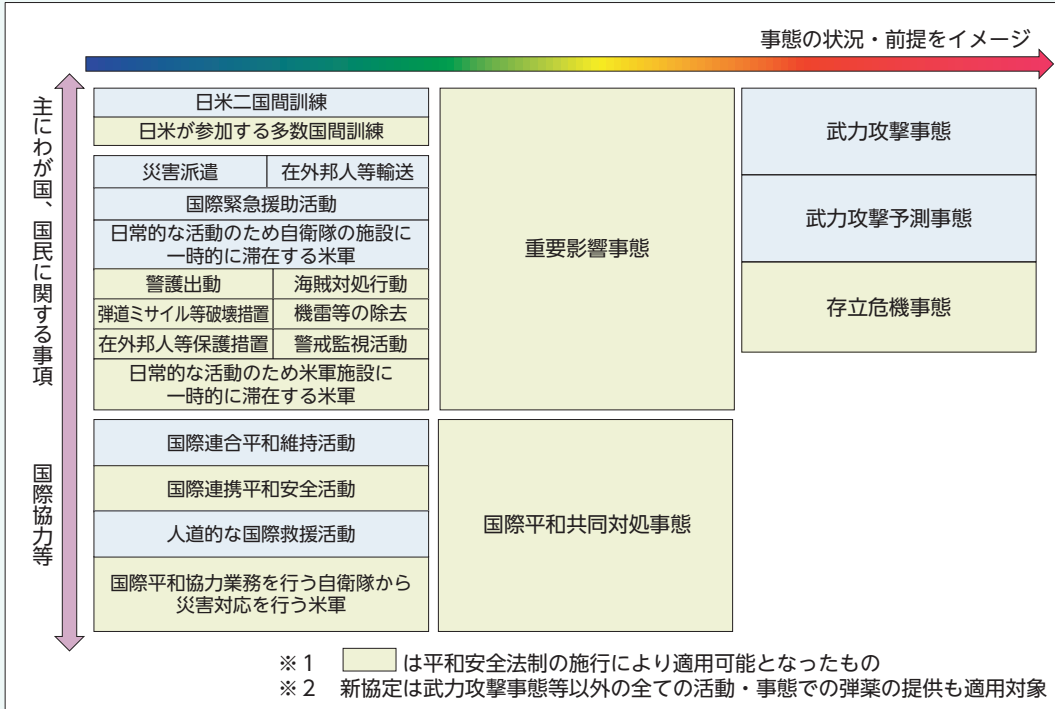
た国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、周辺事態、武力攻撃事態といった様々な状況において、自衛隊と米軍との間で、その一

図表Ⅲ-2-2-1 日米物品役務相互提供協定 (ACSA)

物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現地において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

日米物品役務相互提供協定の適用対象



方が物品や役務の提供を要請した場合には、他方は提供ができることが基本原則である<sup>1</sup>。

15 (平成27) 年9月の平和安全法制の成立を受け、16 (平成28) 年9月、新たな日米ACSAへの署名が行われ、17 (平成29) 年4月14日に国会で承認され、同月25日に発効した。これにより、平和安全法制により実施可能となった物品・役務の提供についても、これまでの日米ACSAのもと

での決済手続など同様の枠組みを適用することが可能となっており、17 (平成29) 年4月以降情報収集活動などに従事する米軍に対し、食料や燃料を提供している。

**Q 参照** II部5章2節3項8 (米軍に対する物品役務の提供の拡大)  
 II部5章3節4項 (新たな日米物品役務相互提供協定 (ACSA) などの締結)  
 図表Ⅲ-2-2-1 (日米物品役務相互提供協定 (ACSA))

## 7 わが国における大規模災害への対処における協力

東日本大震災においては、自衛隊と米軍との間でこれまで培われた強い絆に基づく、高い共同対処能力が発揮された。米軍の「トモダチ作戦」による自衛隊との共同対処の成功は、長年にわたる日米共同訓練などの成果であり、今後のさらなる同盟の深化につながるものとなった。米軍は、最大時で人員約1万6,000人、艦船約15隻、航空機

約140機を投入するなど、その支援活動はかつてない規模で行われ、わが国の復旧・復興に大きく貢献するとともに、被災者をはじめ多くの国民が在日米軍への信頼と感謝の念を深めた。

一方で、国内災害における日米の役割・任務・能力の明確化、防災訓練への米軍の一層の参加を通じた共同要領の具体化、情報共有と効果的な調

<sup>1</sup> 提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送 (空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成部品、修理・整備及び空港・港湾業務並びに弾薬 (武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態の場合のみ) である (武器の提供は含まれない)。

整のためのメカニズムのあり方などの課題も明らかとなった。

これらの課題を踏まえ、13（平成25）年12月に策定した南海トラフ巨大地震の対処計画などに日米共同対処要領が記載されるとともに、南海トラフ地震発生時における自衛隊、在日米軍、関係省庁、関係地方公共団体などとの連携による震災対処能力の維持・向上などを目的とする日米共同

統合防災演習の実績を重ねている。

また、平成28年（2016年）熊本地震においては、米海兵隊オスプレイ（MV-22）による生活物資の輸送やC-130輸送機による自衛隊員の輸送などの協力が行われ、その際、地震対応のために組織された統合任務部隊が現地に開設した日米共同調整所を含め、同盟調整メカニズムが活用された。

## 第3節 幅広い分野における協力の強化・拡大

### 1 望ましい安全保障環境の創出

新防衛大綱は、自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することを含め、望ましい安全保障環境を創出するため、インド太平洋地域における日米両国のプレゼンスを高めることも勘案しつつ、日米共同の活動を実施することとしている。

#### 1 海洋安全保障

日米両国は、ともに海洋国家として、航行の自由や安全の確保、国際法に則った紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に努めている。

例えば、海賊対処における第151連合任務部隊（CTF151）や18（平成30）年7月のわが国主催「拡散に対する安全保障構想（PSI）」海上阻止訓練（パシフィック・シールド18）に参加している。

また、シーレーン沿岸国をはじめとした多国間での海洋分野などにおける能力構築支援においても密接に連携して取り組んでいる。

**Q参照** Ⅲ部1章2節1項3（海洋安全保障の確保に向けた取組）  
Ⅲ部3章2節（海洋安全保障の確保）  
Ⅲ部3章4節2項（大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組）

#### 2 人道支援・災害救援

自衛隊は、旧テロ対策特措法に基づく活動、フィリピンやハイチにおける国際緊急援助活動及

び国際平和協力活動、並びにソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動において、米国をはじめとする参加各国と緊密に協力して活動を行ってきた。

13（平成25）年11月に発生したフィリピンにおける台風被害に際しては、現地の多国間調整所において日米両国が連携して調整にあたるなど、緊密に連携して対処した。さらに、エボラ出血熱への対応に際しては、14（平成26）年10月から米アフリカ軍司令部に連絡官を派遣し、米国をはじめとする関係国との調整・情報収集にあたらせるなど、緊密な連携に努めた。

### 3 三か国及び多国間での訓練・演習

日米両国は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化することとしており、自衛隊は、日米二国間による訓練・演習にとどまらず、日米豪、日米印や日米韓などの三か国及び多国間での共同訓練にも参加している。



多国間共同訓練（レッド・フラッグ・アラスカ）に参加した日米シンガポール三か国の航空機及び人員（18（平成30）年6月）